

加美町地球温暖化対策実行計画
(区域施策編・事務事業編)
概要版

令和 7 年 1 月

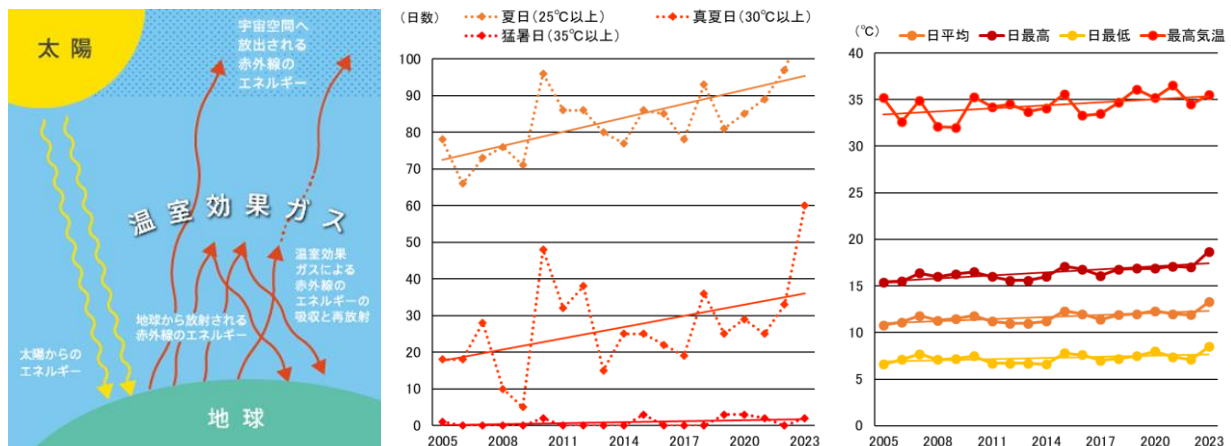
加美町

1 計画策定の背景・意義

近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で確認されており、気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」ともいわれています。

二酸化炭素やメタン、フロンなどの温室効果ガスは、地球を温かく保ち、私たちが住みやすい環境を作る役割がありますが、大気中の温室効果ガスが増えすぎると、宇宙へ放射される熱が地上に留まり気温が上昇し、地球全体の気候が変化します。これを「地球温暖化」といいます。

本町でも、年平均気温の上昇や真夏日の年間日数の増加が生じており、地球温暖化による影響と考えられます。



出典 「地球温暖化の現状」(環境省)
(<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/ondanka/>)を加工して作成。

図1 加美町の年平均気温の変化及び夏日等の年間日数の変化

(1) 計画の概要

計画の位置づけ	加美町地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)は、2050 年までの脱炭素社会の実現に向けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本町の温室効果ガス排出量の削減等のため総合的かつ計画的な施策を策定するものです。 区域施策編: 自然的・社会的条件に応じた町全体の計画 事務事業編: 行政(役場)の事務事業に関する計画 本計画は、「加美町環境基本計画(改訂版)」の地球温暖化に関する具体的な個別計画として位置づけ、「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」を包括する計画とします。
計画期間	2025(令和 7)年度～2030(令和 12)年度までの 6 年間とします。国の地球温暖化対策計画に準拠して、2013(平成 25)年度を基準年度とし、目標年度を、2030(令和 12)年度、2050(令和 32)年とします。
対象温室効果ガス	地球温暖化対策推進法に定める7種類のガスのうち、排出量が把握できる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3種類のガスを対象とし、数値目標を設定します。

2 区域施策編

(1) 本町の温室効果ガス排出量

本町における 2021(令和 3)年度の温室効果ガス排出量は 223.3 千 t-CO₂ であり、基準年度の 2013(平成 25)年度(286.9 千 t-CO₂)比で 63.6 千 t-CO₂(22.2%)減少しています。部門別排出割合は、割合が大きい順に、「産業部門」が 31.0%、「運輸部門」が 21.8%、「業務その他部門」が 16.4%、「家庭部門」が 10.4%、「廃棄物分野」が 0.8%、「その他ガス」が 19.6%となっています。

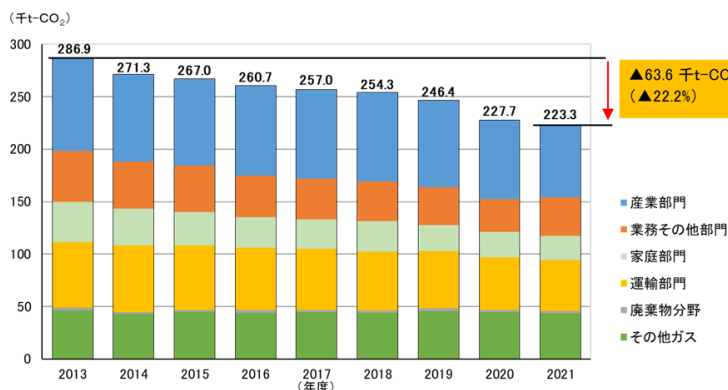


図 2 部門別の温室効果ガス排出量

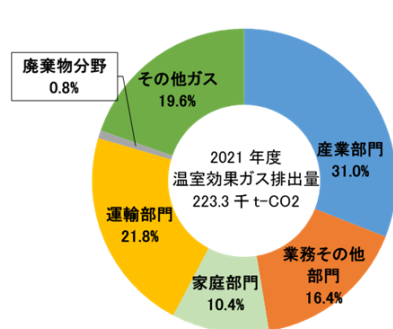


図 3 温室効果ガス排出割合

(2) 温室効果ガス排出量の削減目標

本町の温室効果ガスの排出量(t-CO₂)については、2050(令和 32)年度までに吸収量を差し引くことにより実質ゼロになるカーボンニュートラル(脱炭素社会の実現)を目指します。

また、本計画に掲げる町全体の温室効果ガス排出量(t-CO₂)については、国や宮城県の削減目標との整合を図り、2030(令和 12)年度までに、基準年度である 2013(平成 25)年度から 50%削減することを目指します。

目標年度		基準年度	削減目標
短期目標	2030(令和 12)年度	2013(平成 25)年度 温室効果ガス排出量 286.9 千 t-CO ₂	50%削減(基準年度比) 143.4 千 t-CO ₂
長期目標	2050(令和 32)年		100%削減(基準年度比) カーボンニュートラル

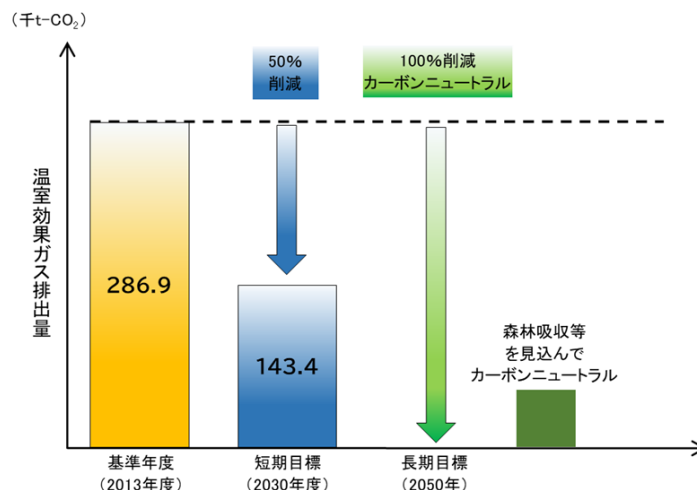


図 4 温室効果ガス排出量削減目標イメージ

(3) 温室効果ガス排出量削減シナリオ

1) 2030(令和 12) 年度

温室効果ガス排出量の削減に向けた対策に取り組み、かつ再生可能エネルギーを導入した場合の 2030(令和 12)年度の温室効果ガスの排出量は 175.2 千 t-CO₂、森林吸収量は 63.3 千 t-CO₂、森林吸収量を考慮した温室効果ガスの排出量は 111.9 千 t-CO₂ であり、基準年度である 2013(平成 25)年度比で 61.0%の削減となります。

2) 2050(令和 32) 年

温室効果ガス排出量の削減に向けた対策に取り組み、かつ再生可能エネルギーを導入した場合の 2050 年までの温室効果ガスの排出量は 47.3 千 t-CO₂、森林吸収量は 63.3 千 t-CO₂ となり、森林吸収量によって、温室効果ガスが吸収されることが見込まれるため、温室効果ガス排出量のカーボンニュートラルが達成されます。

表 1 温室効果ガス排出量カーボンニュートラルシナリオ(脱炭素シナリオ)

部門		基準年度 2013 (平成 25) 年度 排出量 千 t-CO ₂	直近年度 2020 (令和 2) 年度 排出量 千 t-CO ₂	2030(令和 12)年度		2050 年	
				現状趨勢 ケース (BAU) 排出量 千 t-CO ₂	削減対策 実施後の 排出量 千 t-CO ₂	現状趨勢 ケース (BAU) 排出量 千 t-CO ₂	削減対策 実施後の 排出量 千 t-CO ₂
二酸化炭素 CO ₂	産業部門 ^{注 1)}	88.5	75.2	88.6	66.4	93.9	4.3
	業務その他部門	48.5	31.3	31.1	15.1	30.6	0.0
	家庭部門	38.3	24.4	22.2	11.2	18.1	1.0
	運輸部門	62.7	49.7	46.5	40.3	41.8	0.0
	廃棄物分野	2.8	2.4	2.1	1.9	1.8	1.0
	小 計	240.9	183.0	190.6	134.9	186.1	6.3
メタン CH ₄		41.1	38.9	36.9	35.2	35.7	35.7
一酸化二窒素 N ₂ O		4.9	5.7	5.4	5.1	5.3	5.3
CH ₄ ・N ₂ O 小 計		46.0	44.6	42.3	40.2	41.0	41.0
温室効果ガス排出量		286.9	227.7	232.8	175.2	227.1	47.3
森林吸収量			60.6		63.3		63.3
温室効果ガス排出量 (森林吸収量を考慮)			167.1		111.9		-15.9
2013(平成 25)年度比 削減率		—	—		61.0%		100.0%

※各数値で四捨五入を行っているため、合計等が合わない場合があります。

注 1) 製造業(特定事業者を含む)、建設業・鉱業、農林水産業を含む合計。

(4) 目標達成に向けた具体施策等

1) 本町の目指すべき将来像

本計画の上位計画にあたる「加美町環境基本計画<改訂版>」で定めている 5 つの基本政策のうち、地球温暖化対策に関連する「1. 脱炭素社会の構築」と「2. 循環型社会の構築」の基本政策とそれぞれ設定されている施策の目標に関連付けした施策を推進します。

【加美町環境基本計画<改訂版>】

美しい水と緑と笑顔にあふれ
こころ豊かな暮らしを育むまち加美

【加美町環境基本計画<改訂版> 基本政策】

基本政策1:脱炭素社会の構築

基本政策2:循環型社会の構築

基本政策3:自然共生社会の形成

基本政策4:環境に配慮した安全・快適なまちづくりの実施

基本政策5:住民による環境保全の積極的な推進

2) 本計画の基本方針

本町における温室効果ガス排出量を効果的に削減し、長期目標(カーボンニュートラル:温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」)を達成するために、次の 4 つの基本方針の下に施策を展開します。

基本方針 1 再生可能エネルギーの利用促進

本町の地域特性に即した再生可能エネルギーを最大限導入し、それを地域内で消費することで、化石燃料に由来するエネルギーの消費量及び温室効果ガス排出量を削減します。

また、再生可能エネルギーと蓄電池の普及拡大により、災害時・非常時における電源としても活用でき、レジリエンス(適応力)向上が期待されます。

基本方針 2 町民・事業者の省エネ行動の推進

町内のエネルギー消費量削減のために、環境に対する一人ひとりの意識を変え、カーボンニュートラルなライフスタイルの転換を推進します。

また、家庭や事業所における省エネルギー機器の導入等のほか、町民や事業者が省エネルギー行動を実践し、地域の脱炭素社会の実現のためにみんなが行動できるまちを目指します。

基本方針 3 地域環境の整備及び改善

電気自動車等のクリーンエネルギー自動車の普及や、エコドライブの推進、公共交通機関等を利用しやすい環境を整備し、人の移動による温室効果ガス排出量削減を目指します。

また、人の移動だけでなく、物の運搬による温室効果ガス排出量を削減するため、地域で生産された農産物や木材を地域内で利用する地産地消を推進します。

基本方針 4 循環型社会の形成

ごみの排出量、焼却処理量を削減することは、温室効果ガス排出量の削減にもつながります。一般廃棄物に含まれるプラスチックごみの削減に向け、分別の強化や資源化を推進します。町民・事業者が3Rを実践し、ごみが少なく、資源が有効活用されるまちづくりを進めます。

3) 具体策の方向性

本計画の上位計画にあたる「加美町環境基本計画<改訂版>」では、本町の目指すべき将来像を掲げるとともに、その実現に向けて 5 つの基本政策を定めています。そのうち、地球温暖化対策に関連する「1. 脱炭素社会の構築」と「2. 循環型社会の構築」を基本政策とし、本計画の基本方針及び施策内容を次のように体系づけ、町民、事業者、町の協働により計画を推進していきます。

加美町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の施策体系

めざす将来像	基本政策	施策の目標	温暖化対策の基本方針	施策内容
美しい水と緑と笑顔にあふれ心豊かな暮らしを育むまち加美	1. 脱炭素社会の構築	(1)電力の地産地消の推進	基本方針 1 再生可能エネルギーの利用促進	㈱かみでん里山公社を活用した電力の地産地消の推進
		(2)再生可能エネルギー導入の促進		地産地消型太陽光発電システムの導入促進
				その他の再生可能エネルギーの導入検討
		(3)温室効果ガスの排出削減	基本方針 2 町民・事業者の省エネ行動の推進	町民・事業者の省エネ行動の促進
				省エネルギー機器の普及拡大
				住宅・建築物の省エネ化推進
	2. 循環型社会の構築		基本方針 3 地域環境の整備及び改善	電動車の普及促進
				公共交通機関の利用促進
				物流の低炭素化推進
				森林整備と木材の地産地消の推進
		(1)ごみ減量化の促進	基本方針 4 循環型社会の形成	ごみの減量化の促進
		(2)循環型社会への転換		資源循環の促進
		(3)不法投棄対策の推進		脱炭素型ライフスタイルの推進
				適正処理・不法投棄対策の推進

加美町環境基本計画

加美町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

(5) 具体的な施策

1) 基本方針 1 再生可能エネルギーの利用促進



太陽光などによる再生可能エネルギーは温室効果ガスの排出が少なく、枯渇することのない持続可能なエネルギー源です。また、自家消費型の太陽光発電は、災害時に独立したエネルギー源としての役割を担うこともできます。自然環境に配慮した再生可能エネルギーの普及促進に取り組みます。

●成果指標

指標項目	部門	目標(2030 年度)
太陽光発電設備の導入容量	共通	29,940kW (9.3 千 t-CO ₂ 削減相当) ^{※1}

※1: 2030(令和 12) 年度における再生可能エネルギー導入量(脱炭素シナリオ)134.4TJ より設定。

●町の取り組み

施策	取り組み内容
施策 1-1 (株)かみでん里山公社を活用した電力の地産地消の推進	① (株)かみでん里山公社を活かした電力の地産地消の推進 ② PPA による公共施設への太陽光発電および蓄電池の導入 ③ マイクログリッド構築に関する情報収集・検討
施策 1-2 地産地消型太陽光発電システムの導入促進	① 住宅、事業所、農地等への太陽光発電設備及び蓄電池の設置支援等に係る情報提供 ② 公共施設への太陽光発電と蓄電池の率先導入
施策 1-3 その他の再生可能エネルギーの導入検討	① その他の再生可能エネルギーの調査、普及啓発

※1: PPA(Power Purchase Agreement: 電力販売契約)とは、PPA 事業者が需要家の保有する施設の屋根や遊休地を借りて太陽光発電設備を設置し、発電した電気を需要家が利用するモデルのこと。

●町民の取り組み

施策	取り組み内容
施策 1-2 地産地消型太陽光発電システムの導入促進	① 住宅への太陽光発電設備の導入促進 ② 蓄電池の導入促進 ③ 積極的な情報の収集
施策 1-3 その他の再生可能エネルギーの導入検討	① その他の再生可能エネルギーの導入検討 ② 再エネ電力プランへの切替え検討

●事業者の取り組み

施策	取り組み内容
施策 1-2 地産地消型太陽光発電システムの導入促進	① 事業所等への太陽光発電設備の導入促進 ② 蓄電池の導入促進 ③ 積極的な情報の収集
施策 1-3 その他の再生可能エネルギーの導入検討	① その他の再生可能エネルギーの導入検討 ② 再エネ電力プランへの切替え検討 ③ 工場の廃熱利用の検討 ④ 木質バイオマス燃料の販売検討

●町（行政）の取り組み指標【KPI】

指標項目	現 状	目標(2030 年度)
(株)かみでん里山公社の契約電力(kW)	4,677kW	5,700kW
PPA ^{※1} による公共施設への太陽光発電および蓄電池の導入	1 施設	11 施設
太陽光発電設備の設置支援等に係る情報提供	1 回/年	3 回/年

2)基本方針 2 町民・事業者の省エネ行動の推進



温室効果ガス排出量の大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素を削減するためには、省エネルギー化を進めることが重要です。効率的かつ効果的な省エネルギーを推進するために、脱炭素型ライフスタイルへの転換や省エネルギー機器・設備の普及促進に取り組みます。

●成果指標

指標項目	部門	目標(2030 年度)
2030 年度における国等が実施する施策取り入れによる削減対策の削減見込量	産業	4.6 千 t-CO ₂ ※
	業務その他	2.6 千 t-CO ₂ ※
	家庭	2.2 千 t-CO ₂ ※

※計画 77 ページの表3-21における各部門の削減見込量を設定。

●町の取り組み

施策	取り組み内容
施策 2-1 町民・事業者の省エネ行動の促進	① 省エネルギー行動の普及啓発の推進 ② 環境学習の推進
施策 2-2 省エネルギー機器の普及拡大	① 省エネルギー機器の導入および普及啓発
施策 2-3 住宅・建築物の省エネ化推進	① 窓の断熱等の高い省エネ性能を確保した住宅・建築物の普及啓発 ② 公共施設の省エネ化の推進

●町民の取り組み

施策	取り組み内容
施策 2-1 町民の省エネ行動の促進	① 家庭内での省エネ・省資源行動の実践 ② 環境学習活動への参加 ③ エコドライブの実践
施策 2-2 省エネルギー機器の普及拡大	① 省エネルギー機器の選択
施策 2-3 住宅の省エネ化推進	① 窓の断熱等の高い省エネ性能を確保した住宅の建築の検討 ② エネルギー管理システム等の導入検討

●事業者の取り組み

施策	取り組み内容
施策 2-1 事業者の省エネ行動の促進	① 事業所内での省エネ・省資源行動の実践 ② 環境学習活動への参加 ③ エコドライブの実践 ④ 環境マネジメントシステムの導入検討
施策 2-2 省エネルギー機器の普及拡大	① 省エネルギー機器の選択
施策 2-3 建築物の省エネ化推進	① 窓の断熱等の高い省エネ性能を確保した事業所の建築の検討 ② エネルギー管理システム等の導入検討 ③ 省エネ診断や ESCO(エスコ)事業の活用

●町（行政）の取り組み指標【KPI】

指標項目	現 状	目標(2030 年度)
省エネルギー機器や省エネ行動に関する情報提供	—	4 回/年
公共施設の省エネルギー診断	3 施設	21 施設
eco フェスの参加者数	約 160 人	300 人

3)基本方針 3 地域環境の整備及び改善



電動車の普及やエコドライブの推進、公共交通機関等を利用しやすいように環境を整備し、人の移動による温室効果ガス排出量の削減を目指します。また、人の移動だけでなく、物の運搬による温室効果ガス排出量を削減するため、地域で生産された農産物や木材を利用する地産地消を促進します。さらに、大気中の二酸化炭素の吸収源となる、森林の保全や適切な整備に取り組みます。

●成果指標

指標項目	部門	目標(2030 年度)
2030 年度における国等が実施する施策取り入れによる削減対策の削減見込量	運輸	6.2 千 t-CO ₂

※計画 77 ページの表3-21における各部門の削減見込量を設定。

●町の取り組み

施策	取り組み内容
施策 3-1 電動車の普及促進	① 公用車への率先導入 ② 電気自動車の蓄電池としての活用 ③ 公共施設等への充電設備の設置
施策 3-2 公共交通機関の利用促進	① 環境に優しい移動手段の普及
施策 3-3 物流の低炭素化促進	① 地産地消の促進による輸送に係る温室効果ガス排出量の削減
施策 3-4 森林による吸収源対策の推進	① 森林整備の促進 ② 林業従事者の養成及び確保の推進 ③ 木材の地産地消の促進

●町民の取り組み

施策	取り組み内容
施策 3-1 電動車の普及促進	① 電動車等の導入促進 ② 電気自動車の蓄電池としての活用 ③ エコドライブの実践
施策 3-2 公共交通機関の利用促進	① 徒歩や自転車利用による移動 ② 公共交通機関の利用 ③ 自動車利用の低減
施策 3-3 物流の低炭素化促進	① 農産物の地産地消 ② 宅配サービスの再配達防止の徹底
施策 3-4 森林による吸収源対策の推進	① 地域の緑化活動・森林整備への参加 ② 地元産材の利用検討

●事業者の取り組み

施策	取り組み内容
施策 3-1 電動車の普及促進	① 電動車等の導入促進 ② 電気自動車の蓄電池としての活用 ③ エコドライブの実践 ④ 特殊自動車の電動化の促進
施策 3-2 公共交通機関の利用促進	① 徒歩や自転車利用による移動 ② 公共交通機関の利用 ③ 自動車利用の低減
施策 3-3 物流の低炭素化促進	① 地元農産物・製品・原材料等の活用と生産販売の拡大 ② 地域内輸送ルート効率化の検討と電気自動車の導入の検討
施策 3-4 森林による吸収源対策の推進	① 地域の緑化活動・森林整備への参加 ② 地元産材の利用検討 ③ 林業の人材育成・担い手の確保

●町（行政）の取り組み指標【KPI】

指標項目	現 状	目標(2030 年度)
公用車の電動車の新規導入数	—	10 台
住民バスの利用者	29,253 人	30,000 人
年間間伐面積	約 9ha/年	15ha/年

4)基本方針 4 循環型社会の形成



ゼロカーボンシティ実現に向けては、省エネルギー対策や再生可能エネルギー普及とともに、私たちの生活において、ごみの減量化、資源循環の促進、脱炭素につながる新たな暮らしを支える製品・サービスを利用するなど、脱炭素型のライフスタイルに変えていくことが重要になります。

●成果指標

指標項目	分野	目標(2030 年度)
2030 年度における国等が実施する施策取り入れによる削減対策の削減見込量	廃棄物	0.3 千 t-CO ₂

※計画 77 ページの表3-21における各部門の削減目標量を設定。

●町の取り組み

施策	取り組み内容
施策 4-1 ごみの減量化の促進	① ごみの減量化の徹底 ② 3きり運動、食の地産地消の促進 ③ ごみの減量化に関する啓発
施策 4-2 資源循環の促進	① 3R の徹底 ② 3R の普及啓発
施策 4-3 脱炭素型ライフスタイルの推進	① eco フェスや広報等を通じた脱炭素型ライフスタイルの普及啓発 ② 広報等を通じた環境に優しい製品・サービスの利用促進
施策 4-4 適正処理・不法投棄対策の推進	① 適正処理・不法投棄対策の推進

●町民の取り組み

施策	取り組み内容
施策 4-1 ごみの減量化の促進	① 詰め替え可能な商品の購入 ② 3きり運動の徹底
施策 4-2 資源循環の促進	① ごみの分別ルールの徹底 ② マイバッグ・マイボトルの活用 ③ 商品の再使用、再資源化された商品の購入
施策 4-3 脱炭素型ライフスタイルの推進	① 脱炭素につながる製品・サービスの利用・提供の促進 ② テレワークやワーケーションの促進

●事業者の取り組み

施策	取り組み内容
施策 4-1 ごみの減量化の促進	① 食品ロスの削減 ② ごみが出にくい製品の製造・販売
施策 4-2 資源循環の促進	① ごみの分別・適正処理の徹底 ② グリーン購入の実践 ③ マイボトル・簡易包装の推進 ④ リサイクル製品・エコマーク商品等の販売促進
施策 4-3 脱炭素型ライフスタイルの推進	① 脱炭素につながる製品・サービスの利用・提供の促進 ② テレワークやワーケーションの促進 ③ 食品廃棄物の削減や製品製造の過程で発生するごみの削減

●町（行政）の取り組み指標【KPI】

指標項目	現 状	目標(2030 年度)
町の燃やせるごみの排出量	6,310t (2023 年度)	4,980t
ごみのリサイクル率	13.05% (2022 年度)	17.3%
ごみの減量化・3R 等の普及啓発	1 回/年	3 回/年

3 事務事業編

事務事業編とは、町(行政)の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減等に取り組むための計画であり、町が行う全ての事務事業が対象になります。

(1) 温室効果ガス排出量の現状

本町における 2023(令和 5)年度の温室効果ガス排出量は 4,085.8t-CO₂ であり、基準年度である 2013(平成 25)年度の温室効果ガス排出量 10,675.0t-CO₂ と比較して 6,589.2t-CO₂ (61.7%) 減少しています。

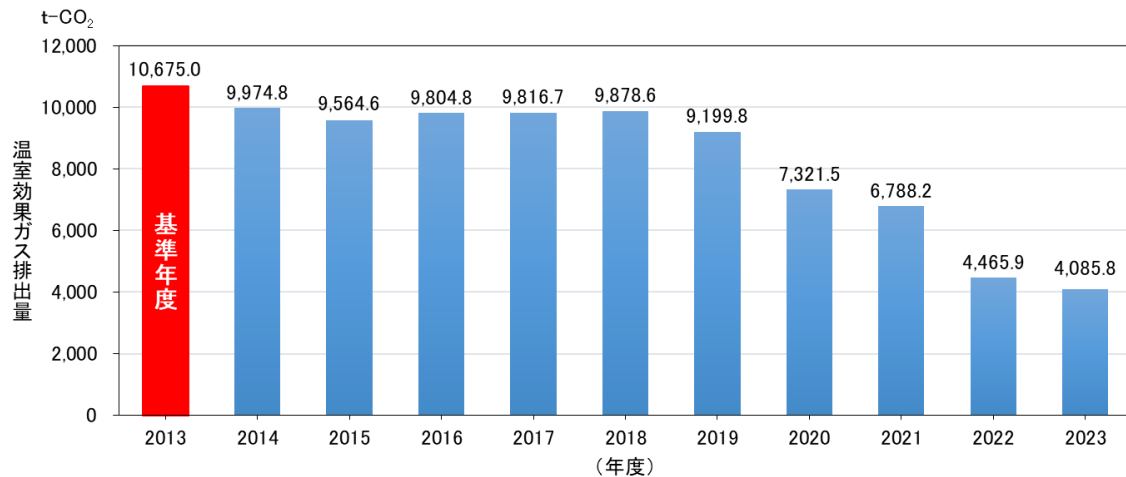


図 5 町(行政)の事務事業に伴う温室効果ガス排出量

(2) 温室効果ガス排出量の削減目標

【事務・事業に伴う各種エネルギーの削減目標】

2030(令和 12)年度までに 2013(平成 25)年度比で

- ・ガソリンの使用量を 65%以上削減
- ・灯油の使用量を 40%以上削減
- ・軽油の使用量を 74%以上削減
- ・重油の使用量を 5%以上削減
- ・液化石油ガス使用量を 33%以上削減
- ・電気の使用量を 35%以上削減

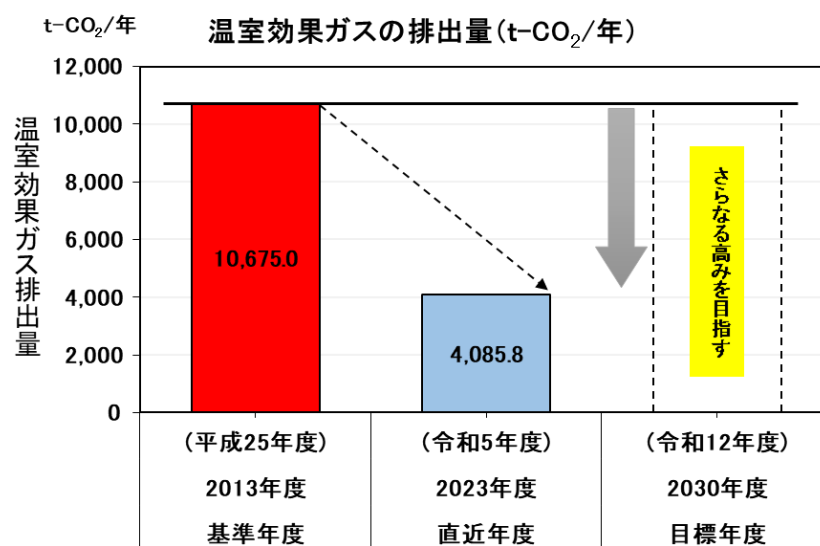


図 6 温室効果ガスの排出量(t-CO₂/年)と削減目標

(3) 温室効果ガス削減に向けた取り組み

1)再生可能エネルギーの導入

①太陽光発電設備

公共施設および町有地において、自家消費型の太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、計画的な導入に取り組めます。PPA 事業での導入を検討し、蓄電池を併せて整備することで、脱炭素とレジリエンスの強化を図ります。

②木質バイオマスの活用

やくらい交流施設の木質バイオマスボイラーの更新および町産材の燃料としての活用について検討します。

③新庁舎への再生可能エネルギー設備の導入

新庁舎の建設において、太陽光などの再生可能エネルギーを積極的に活用します。

2)公共施設における省エネルギー化

①公共施設等総合管理計画の推進

公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設とインフラの適正な管理を行い、エネルギーコストの削減を図ります。

②LED 照明の導入推進

公共施設および防犯灯などの照明機器について、省エネルギー効果の高い LED を計画的に導入します。

③公共施設の省エネ診断の実施

公共施設の省エネ診断を実施し、診断結果に基づき、高効率な機器への更新、BEMS の導入、運用の改善など、効果の高い対策を実施します。

④民間の活用

設備の導入および改修にあたっては、ESCO、PPA、リースなど民間の資金やノウハウを活用する方法も検討します。

3)建築物の省エネルギー化

①新築建築物の ZEB 化

新庁舎の建設において、建物自体の断熱性能の向上や高効率な省エネルギー設備により、ZEB Ready の認証取得を目指します。その他の公共施設の建て替え時においても、建物の ZEB 化を進めます。

4)公用車の電動車導入

公用車の適正配置に取り組むとともに、公用車を新規導入または更新する際は、CO2 を排出しない電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)等の導入を図ります。また、非常時の電源としての活用および電気料金の軽減のため、V2H (Vehicle to Home)の導入を検討します。

5)再生可能エネルギー電力の調達

公共施設で使用する電力について、再生可能エネルギー電力の購入を検討します。

6)環境配慮行動の推進

照明、空調の使用等、職員の日常業務における環境配慮行動を推進していくことで、温室効果ガス排出量の削減と環境負荷の低減を図ります。

4 地域気候変動適応計画

(1) 気候変動への適応とは

気候変動の影響は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減と吸収対策である「緩和策」を最大限実施したとしても完全に避けることは困難であると予想されます。そのため、「緩和策」と併せて気候変動によりすでに生じている影響や将来予測される影響に対して、被害の防止や軽減を図る「適応策」が必要とされています。

本町においても、気候変動の影響に対応し、強靱で持続可能な地域社会につなげていくために、地域気候変動適応計画に基づき、地域の実情に応じた適応策を推進します。

(2) 各分野における基本的な施策

本町では、気候変動の影響に関する現状や将来予測を踏まえ、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害」、「健康」、「産業・経済活動」、「町民生活」の 7 つの分野について、影響と本町における対策を整理し、分野別の取り組みを実施します。

分 野	主 な 適 応 策
農業・林業・水産業	・気候変動に対応した品種の育成 ・森林資源の監視と適切な保全・管理、林道施設の適切な維持管理 ・河川環境の維持改善による水産資源の保全のほか、カワウ等によるアユの鳥獣被害防止
水環境・水資源	・湖沼、河川等の水温上昇や水質変化についてのモニタリング調査 ・渇水に対応するため関係者間での緊密な情報共有 ・節水の取り組み促進のための町ホームページ等による周知
自然生態系	・野生鳥獣の適正管理の推進による農林水産被害等の軽減 ・野生動物に対する注意喚起及び啓発チラシの掲示
自然災害	・防災行政無線やアプリ等を活用した災害に関する情報配信 ・洪水災害や土砂災害に対応する避難訓練や防災教育の実施 ・水田の貯水能力を調整することにより、下流域への湛水被害を防止する田んぼダム の推進
健康	・暑さ指数(WBGT)測定による運動制限の実施と熱中症警戒アラートの周知 ・クーリングシェルターの設置など避暑施設の整備 ・熱中症発生状況等に応じた注意喚起や、予防・対処法についての普及啓発
産業・経済活動	・重要インフラの点検と防災・減災、国土強靱化の不断の見直し ・観光産業の変化に対応した支援策の検討と事業者への気候変動影響に関する情報提供 ・職場環境における熱中症予防・対処法についての普及啓発
町民生活	・災害に関する情報収集、モニタリングを適切に行い、保全や注意喚起を推進 ・環境管理や保全に関する教育・啓発活動の実施 ・地域の脱炭素化に向けて、町民の意識改革や行動変容の促進を図るための環境イベントの開催

5 地球温暖化対策実行計画の推進体制・進行管理

(1) 計画の推進体制

計画を推進するためには、町民・事業者・行政などの主体が連携し、役割を分担して進めていく必要があります。そのため、各主体が連携して計画を推進していけるような体制づくりを進めます。

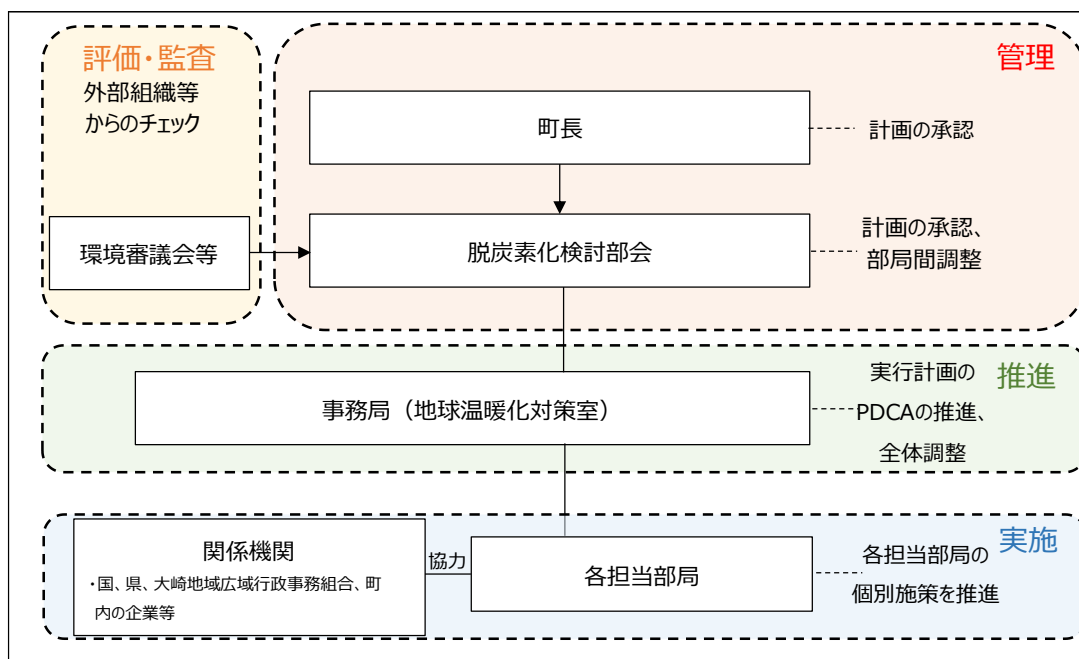


図 7 推進体制

(2) 進行管理

計画の実効性を担保し、着実な推進を図るため、PDCA サイクル【Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)】の流れに沿って、温室効果ガス排出量の削減目標などの達成状況、対策に関する進捗状況を把握し、達成状況や課題に関する評価を行い、計画及び取り組みについて適切な見直しを継続的にを行います。

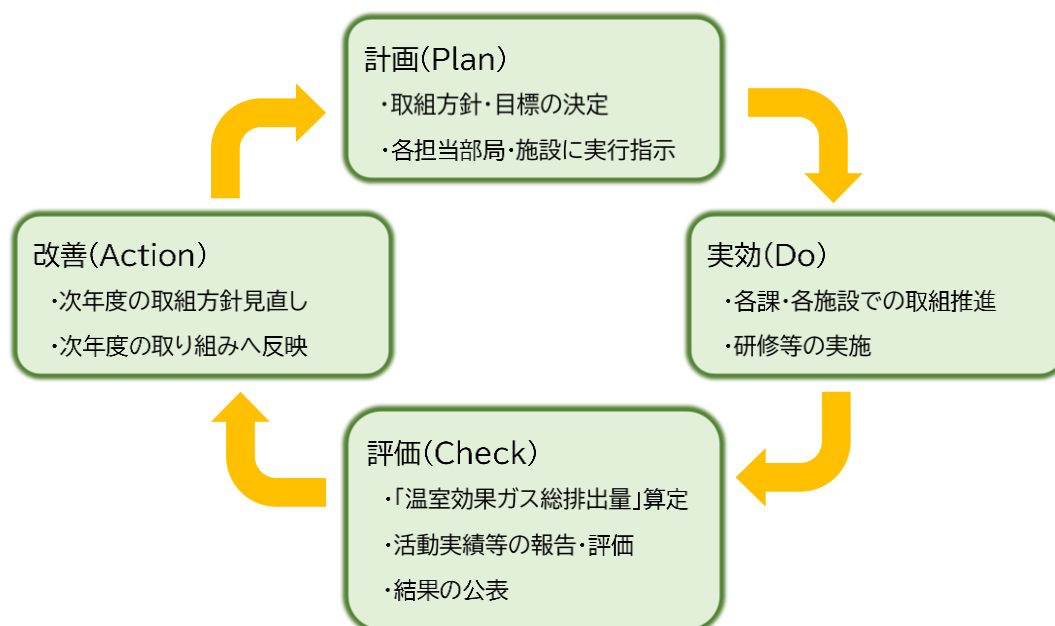


図 8 計画の流れ(PDCA サイクルの仕組み)

加美町地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編) 概要版

発行・編集 加美町役場 地球温暖化対策室

〒981-4292

宮城県加美郡加美町字西田三番5番地

TEL 0229-63-8008

FAX 0229-63-2937